

令和5年4月3日

各位

上滝こども園 園長 國峯義仁

上滝こども園でのマスクの着用について（再）

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。3月13日よりマスクの着用についての方針が発出されましたが、上滝こども園での対応についてお示しさせていただきます。（この文章は3月9日に発出したものを新年度版として再発出しています）

●マスクの着用について

- ・ひよこぐみは以前のまま未着用推奨
- ・もも組以上は各御家庭の判断による

※マスク着用の判断の留意点について

- ・高崎市は現状として濃厚接触者の特定を行う予定だそうです。新型コロナウイルスの新規発生があった場合、濃厚接触者（マスクなし）と考えられる子どもをリストアップする可能性があります。
- ・5月8日の感染症法上の第五類への変更までは罹患者は7日間、濃厚接触者（園児）は5日間の自宅待機期間の変更はありません。また、学校保健法の状況によっては5月8日以降も出席停止の可能性があります。
- ・2月10日厚生労働省発「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」の中で、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」とあり、3月13日以降でも、呼吸器症状が見られる場合や各種感染症が疑われる場合はマスクの着用を求める場合があります。予備マスクをチャック付きの袋に入れてお持ちください。有症状で予備マスクがない場合、マスクの買取が発生します。
- ・朝からマスク着用で登園した園児の予備マスクがなくなった場合、無症状の場合は着用をしないで過ごす場合があります。必要な枚数をご用意ください。
- ・新型コロナウイルスだけでなく、近隣の小学校等でもインフルエンザ等で学級閉鎖がありました。
- ・今後、気温の上昇等により、熱中症の危険がある場合は、園の判断にて屋外等の社会的距離が確保できる場合はマスクを外す可能性があります。
- ・集団生活の場ですので、各種感染症が疑われる場合は「他の子を罹患させない努力」をお願いいたします。
- ・職員のマスクの着用については、事業継続を行う観点より、多数の職員が各種感染症の集団罹患や濃厚接触による自宅待機を防ぐために継続してマスクの着用を行う場合があります。
- ・保護者の方に関しては、免疫力が低い乳幼児もおります。可能な限りマスクの着用にご協力ください。